

東彼杵町オンライン公共施設予約システム導入業務委託に係る 公募型プロポーザル審査要領

東彼杵町オンライン公共施設予約システム導入業務委託に係る指名型プロポーザル審査は、事業者名を伏した提案書等を下記のとおり審査・評価するものとする。

1. 審査の対象事業者

審査の対象事業者は次の（１）から（３）に掲げる条件をすべて満たし、一つでも満たない場合は審査の対象事業者に該当しないものとする。なお、参加申込書及び提案書等を提出した者が１者の場合でも本プロポーザル方式の審査は実施する。

- （１） 東彼杵町オンライン公共施設予約システム導入業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づく参加資格を有すること。
- （２） 提出した企画提案書等の各種書類のうち審査に使用する書類は、社名、社章、製品名等、事業者を特定させる文言等を使用していないこと。
- （３） 提出した機能要件回答書に係る全ての項目について対応が可能であること。

2. 審査の項目・配点

審査の項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目	配点
（１）企画提案書・プレゼンテーションに基づく評価	60
（２）機能要件回答書に基づく評価	20
（３）経費見積書による審査	20
合 計	100

3. 審査方法

（１）企画提案書及び機能要件回答書の評価方法

ア 企画提案書及びプレゼンテーションに基づく配点（60 点）

審査員は、企画提案書及びプレゼンテーション内容を別表１「企画提案書及びプレゼンテーションに基づく評価基準」に基づき各審査項目に対して評価点を付し、その合計点を合計評価点とする。各審査員の合計評価点の平均が、審査対象事業者の企画提案書に基づく評価点とする。

プレゼンテーションは、デモンストレーションを含むプレゼンテーション（30 分以内）及び質疑応答（10 分）とする。

なお、次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。

- ② 参加者及び協力者が審査委員等関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- ② 審査員の指示に従わない場合、プレゼンテーション審査に欠席もしくは遅刻した場合

イ 機能要件回答書に基づく配点（20 点）

参加事業者が回答した機能項目への対応内容について、各審査員は別表２「機能要件回答書の評価方法」に基づき各審査項目に対して評価点を付し、その合計点を合

計評価点とする。この評価点は一律に算出するものとし、各審査員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

(2) 経費見積書による審査 (20 点)

見積価格に関する評価点については、4,100,000 円 (税込) を上限額とし、下記の価格審査計算式から算出する。また、小数点以下第 1 位を四捨五入して算出する。

2,050,000 円 (上限額の 50%) 以下は価格審査計算式によらず 20 点とする。

なお、この評価点は一律に算出するものとし、各審査員は算出された同じ評価点を用いるものとする。評価の対象とする金額は、システム導入に関する費用額とする。

【価格審査計算式】

見積価格-2,050,000 円=A

$(1 - A / 2,050,000 \text{ 円}) = B$

20 点×B=C (価格審査の評価点)

(例) 見積価格が 4,000,000 円の場合

4,000,000 円-2,050,000 円=1,950,000 円

$(1 - 1,950,000 \text{ 円} / 2,050,000 \text{ 円}) = 0.95$ (小数点以下第 3 位四捨五入)

20 点×0.95=19 点 (小数点以下四捨五入) 価格審査の評価点

4. 優先交渉権者の決定方法

審査員の結果を踏まえて、各委員の評価点の合計得点が最も高い参加者を最優秀者 (契約交渉相手方) として決定し、次に合計得点が高いものを次点者とする。なお、合計得点が高点の場合は、機能要件による評価点の高い参加者を上位として選定する。合計得点及び機能要件による評価点がそれぞれ同点の場合は、経費見積書における見積金額合計額 (税込) の低いほうを上位とする。合計得点及び機能要件による評価点、経費見積書における見積金額合計額 (税込) がすべて同点 (同額) の場合は、提案書及びプレゼンテーションに基づく評価点の高い参加者を上位と選定するところとする。

最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

なお、参加事業者が 1 者のみの場合、その事業者を優先交渉権者に特定する。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 16 日から施行する。